



鳥取県公報

平成12年 3月31日(金)
号外第25号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 告 示 口頭による開示請求ができる個人情報の一部改正（県民室）…………… 1
- 中心市街地における不動産取得税の不均一課税適用申請書の様式（税務課）…………… 2
- 指定検査機関が行う食鳥検査に係る手数料の額の廃止（県民生活課）…………… 6
- 技能検定試験の実技試験の手数料の額（労政能力開発課）…………… 6
- ◇ 監査委員 外部監査結果の公表……………11
- 公 告
- ◇ 公 告 平成12年度前期技能検定の実施……………14
- 平成12年度随時技能検定の実施……………17

告 示

鳥取県告示第219号

平成11年鳥取県告示第642号（口頭による開示請求ができる個人情報について）の一部を次のように改正し、平成12年4月1日から施行する。

平成12年 3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

表中 「福祉保健部児童家庭課」を「福祉保健部子育て支援課」に、

| |
|--------------|
| 商工労働部商政課 |
| 商工労働部労政能力開発課 |
| 〃 |

を

| |
|------------|
| 商工労働部経済通商課 |
| 商工労働部労働雇用課 |
| 〃 |

に、

| | | | |
|--------------|------|---|----------|
| 家畜人工授精師養成講座 | 総合得点 | 〃 | 農林水産部畜産課 |
| 家畜受精卵移植師養成講座 | 〃 | 〃 | 〃 |

を

| | | | |
|-----------------------|---|---|----------|
| 家畜人工授精に関する講習会の修業試験 | 〃 | 〃 | 農林水産部畜産課 |
| 家畜体内受精卵移植に関する講習会の修業試験 | 〃 | 〃 | 〃 |

に改める。

鳥取県告示第220号

中心市街地における不動産取得税の不均一課税に関する条例（平成12年鳥取県条例第4号）第3条第1項に規定する不均一課税適用申請書の様式を次のとおり定める。

平成12年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

(表面)

不動産取得税の不均一課税適用申請書

鳥取県知事 氏 名 様

年 月 日

住 所

(法人にあっては、主
たる事務所の所在地)

氏 名

印

(法人にあっては、名
称及び代表者の氏名)

中心市街地における不動産取得税の不均一課税に関する条例第3条第1項の規定に基づき、次のとおり不動産取得税の不均一課税の適用を申請します。

| | | |
|---|---------------------------------|--------------------|
| 申 請 者 | 住 所 (法人にあっては、主 たる事務所の所在地) | |
| | 氏 名 (法人にあっては、名 称及び代表者の氏名) | |
| 県内 の事 務所 等 | 所 在 地 | |
| | 名 称 | |
| | この申請に係る担当 者の職氏名 | |
| 設置した 商業基盤 施設 | 施 設 の 種 類 | |
| | 施 設 の 名 称 | |
| | 所 在 地 | |
| | 事業の用に供した日の 属する事業年度又は年 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 当該施設を構成する減価償却資産 (所得税法施行令第6条第1号及 び第2号又は法人税法施行令第13 条第1号及び第2号に掲げるもの に限る。)の取得価額 | 種 類 | 取 得 価 額 |
| | 建物及びその附属設備 | 千円 |
| | 構 築 物 | 千円 |
| | 合 計 | 千円 |
| 当該施設の敷地の取得日 | 年 月 日 | 管 轄 税 務 署 税務署 |
| 当該施設の建設着手日 | 年 月 日 | 当該施設の取得日 年 月 日 |

(裏面)

備考

- 1 この申請書は、商業基盤施設の用に供することとなった日から30日以内に提出してください。
なお、複数の商業基盤施設を設置する場合においては、施設の用に供した日を含む事業年度又は年の異なるごとに、施設の用に供することとなった日のうち最も遅い日から30日以内に提出してください。
- 2 この申請書には、次の書類を添付してください。
 - (1) 不均一課税の適用を受けようとする不動産及び構築物の明細書（別紙）
 - (2) 商業基盤施設全体の平面見取図（不均一課税の対象となる資産を明示するものであること。）
 - (3) 不均一課税の適用を受けようとする土地及び建物の詳細な平面図
 - (4) 商業基盤施設の土地及び建物の登録簿謄本（公図の写しを含む。）
 - (5) 土地売買契約書及びその代金領収書の写し
 - (6) 建築確認申請書の写し
 - (7) 商業基盤施設の建築請負契約書
 - (8) 建物の引渡書の写し
 - (9) 損益計算書
 - (10) 減価償却資産の償却額の計算に関する明細書（法人税法施行規則別表16）及び償却明細書の写し（個人の場合は、これらに準ずる書類）
 - (11) 基本計画の写し
 - (12) 認定特定事業計画又は認定中小小売商業高度化事業計画の写し
 - (13) 商業基盤施設の年次別建設計画及びそれらの実績の概要を明らかにする書類
 - (14) その他必要と認められる関係書類
- 3 「施設の種類」欄には、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第34条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第2条第2項各号に定める施設のうち該当するものを記載すること。

(3) 構築物

| 構 築 物 の 名 称 | 数 量 | 取 得 価 額 (千円) | 取 得 年 月 日 | 耐 用 年 数 (年) | 取 得 の 方 法 | 減 価 償 却 開 始 年 月 日 |
|-------------|-----|-----------------|-----------|----------------|-----------|----------------------|
| | | | ・ ・ | | | ・ ・ |
| | | | ・ ・ | | | ・ ・ |
| | | | ・ ・ | | | ・ ・ |
| | | | ・ ・ | | | ・ ・ |
| | | | ・ ・ | | | ・ ・ |
| 合 計 | | | | | | |

備考

- (2)及び(3)については、所得税法施行令第6条第1号及び第2号又は法人税法施行令第13条第1号及び第2号に掲げる建物及びその附属設備並びに構築物について記載すること。
- 「構造」、「用途」及び「耐用年数」の欄は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1の構造又は用途の欄、細目の欄及び耐用年数の欄に掲げる区分に従って記載すること。

鳥取県告示第221号

平成4年鳥取県告示第386号（指定検査機関が行う食鳥検査に係る手数料の額について）は、平成12年3月31日限り廃止する。

平成12年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第222号

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）第2条第1項第200号の規定に基づき、技能検定試験のうち実技試験の手数料の額を次のとおり定め、平成12年4月1日から施行する。平成4年鳥取県告示第193号（鳥取県職業能力開発協会が行う技能検定試験の手数料の額）は、平成12年3月31日限り廃止する。

平成12年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 特級

| 検 定 職 種 | 金 額 |
|---------|---------|
| 全 職 種 | 15,700円 |

2 1級、2級、3級（在校生を除く。）、基礎1級、基礎2級及び単1等級

| 検 定 職 種 | 金 額 |
|--------------|---------|
| ビル設備管理 | 15,700円 |
| 園芸装飾 | 15,700円 |
| 造園 | 15,700円 |
| さく井 | 15,700円 |
| 金属溶解 | 15,700円 |
| 鋳造 | 15,700円 |
| 鍛造 | 15,700円 |
| 金属熱処理 | 15,700円 |
| 粉末冶金 | 15,700円 |
| 機械加工 | 15,700円 |
| 放電加工 | 15,700円 |
| 金型製作 | 15,700円 |
| 金属プレス加工 | 15,700円 |
| 鉄工 | 15,700円 |
| 建築板金 | 15,700円 |
| 工場板金 | 15,700円 |
| 工業彫刻 | 15,700円 |
| めっき | 15,700円 |
| アルミニウム陽極酸化処理 | 15,700円 |
| 溶射 | 15,700円 |
| 金属ばね製造 | 15,700円 |
| ロープ加工 | 15,700円 |
| 仕上げ | 15,700円 |
| 金属研磨仕上げ | 15,700円 |
| 切削工具研削 | 15,700円 |
| 製材のこ目立て | 15,700円 |
| 機械検査 | 13,000円 |
| ダイカスト | 15,700円 |
| 機械保全 | 15,700円 |
| 電子回路接続 | 15,700円 |
| 電子機器組立て | 15,700円 |
| 電気機器組立て | 15,700円 |
| 半導体製品製造 | 15,700円 |
| プリント配線板製造 | 15,700円 |
| 家庭用電気治療器調整 | 15,700円 |
| 自動販売機調整 | 15,700円 |
| 鉄道車両製造・整備 | 15,700円 |
| 時計修理 | 15,700円 |
| 眼鏡レンズ加工 | 15,700円 |

| | |
|-------------------------------|---------|
| 光 学 機 器 製 造 | 15,700円 |
| 複 写 機 組 立 て | 15,700円 |
| 内 燃 機 関 組 立 て | 15,700円 |
| 空 気 圧 装 置 組 立 て | 15,700円 |
| 油 圧 装 置 調 整 | 15,700円 |
| 縫 製 機 械 整 備 | 15,700円 |
| 建 設 機 械 整 備 | 15,700円 |
| 農 業 機 械 整 備 | 15,700円 |
| 冷 凍 空 気 調 和 機 器 施 工 | 15,700円 |
| 機 械 調 整 | 15,700円 |
| 染 色 | 15,700円 |
| ニ ッ ト 製 品 製 造 | 15,700円 |
| 婦 人 子 供 服 製 造 | 13,000円 |
| 紳 士 服 製 造 | 15,700円 |
| 和 裁 | 11,500円 |
| 寝 具 製 作 | 15,700円 |
| 帆 布 製 品 製 造 | 15,700円 |
| 布 は く 縫 製 | 15,700円 |
| 木 工 機 械 整 備 | 15,700円 |
| 機 械 木 工 | 15,700円 |
| 木 型 製 作 | 15,700円 |
| 家 具 製 作 | 15,700円 |
| 建 具 製 作 | 15,700円 |
| 竹 工 芸 | 15,700円 |
| 紙 器 ・ 段 ボ ー ル 箱 製 造 | 15,700円 |
| 製 版 | 15,700円 |
| 印 刷 | 15,700円 |
| 製 本 | 15,700円 |
| プ ラ ス チ ッ ク 成 形 | 15,700円 |
| 強 化 プ ラ ス チ ッ ク 成 形 | 15,700円 |
| ガ ラ ス 製 品 製 造 | 15,700円 |
| ほ う ろ う 加 工 | 15,700円 |
| 陶 磁 器 製 造 | 15,700円 |
| フ ァ イ ン セ ラ ミ ッ ク ス 製 品 製 造 | 15,700円 |
| 石 材 施 工 | 15,700円 |
| パ ン 製 造 | 15,700円 |
| 菓 子 製 造 | 15,700円 |
| 製 麵 | 15,700円 |
| ハ ム ・ ソ ー セ ー ジ ・ ベ ー コ ン 製 造 | 15,700円 |
| 水 産 練 り 製 品 製 造 | 15,700円 |
| み そ 製 造 | 15,700円 |

| | |
|---------------|---------|
| 路 面 標 示 施 工 | 15,700円 |
| 塗 料 調 色 | 15,700円 |
| 広 告 美 術 仕 上 げ | 15,700円 |
| 義 肢 ・ 装 具 製 作 | 15,700円 |
| 舞 台 機 構 調 整 | 15,700円 |
| 工 業 包 装 | 15,700円 |
| 写 真 洗 浄 | 15,700円 |
| 産 業 洗 浄 | 15,700円 |
| 商 品 装 飾 展 示 | 15,700円 |
| フ ラ ワ ー 装 飾 | 15,700円 |

3 3級（在校生に限る。）

| 検 定 職 種 | 金 額 |
|---------------------|---------|
| 園 芸 装 飾 | 10,500円 |
| 造 園 | 10,500円 |
| さ く 井 | 10,500円 |
| 鑄 造 | 10,500円 |
| 鍛 造 | 10,500円 |
| 金 属 熱 処 理 | 10,500円 |
| 機 械 加 工 | 10,500円 |
| 金 属 プ レ ス 加 工 | 10,500円 |
| 鉄 工 | 10,500円 |
| 建 築 板 金 | 10,500円 |
| 工 場 板 金 | 10,500円 |
| め っ き | 10,500円 |
| アルミニウム陽極酸化処理 | 10,500円 |
| 仕 上 げ | 10,500円 |
| 機 械 検 査 | 8,700円 |
| ダ イ カ ス ト | 10,500円 |
| 機 械 保 全 | 10,500円 |
| 電 子 機 器 組 立 て | 10,500円 |
| 電 気 機 器 組 立 て | 10,500円 |
| プ リ ン ト 配 線 板 製 造 | 10,500円 |
| 時 計 修 理 | 10,500円 |
| 内 燃 機 関 組 立 て | 10,500円 |
| 冷 凍 空 気 調 和 機 器 施 工 | 10,500円 |
| 染 色 | 10,500円 |
| ニ ッ ト 製 品 製 造 | 10,500円 |
| 婦 人 子 供 服 製 造 | 8,700円 |
| 紳 士 服 製 造 | 10,500円 |
| 和 裁 | 7,700円 |

| | |
|-----------------------------|---------|
| 帆 布 製 品 製 造 | 10,500円 |
| 布 は く 縫 製 | 10,500円 |
| 家 具 製 作 | 10,500円 |
| 建 具 製 作 | 10,500円 |
| 印 刷 | 10,500円 |
| 製 本 | 10,500円 |
| プ ラ ス チ ッ ク 成 形 | 10,500円 |
| 強 化 プ ラ ス チ ッ ク 成 形 | 10,500円 |
| 石 材 施 工 | 10,500円 |
| ハム・ソーセージ・ベーコン製造 | 10,500円 |
| 水 産 練 り 製 品 製 造 | 10,500円 |
| 建 築 大 工 | 10,500円 |
| か わ ら ぶ き | 10,500円 |
| と び | 10,500円 |
| 左 官 | 10,500円 |
| タ イ ル 張 り | 10,500円 |
| 配 管 | 10,500円 |
| 型 枠 施 工 | 10,500円 |
| 鉄 筋 施 工 | 10,500円 |
| コ ン ク リ ー ト 圧 送 施 工 | 10,500円 |
| 防 水 施 工 | 10,500円 |
| 内 装 仕 上 げ 施 工 | 10,500円 |
| 熱 絶 縁 施 工 | 10,500円 |
| サ ッ シ 施 工 | 10,500円 |
| ウ エ ル ポ イ ン ト 施 工 | 10,500円 |
| テ ク ニ カ ル イ ラ ス ト レ ー シ ョ ン | 7,700円 |
| 電 気 製 図 | 7,700円 |
| 表 装 | 10,500円 |
| 塗 装 | 10,500円 |
| 舞 台 機 構 調 整 | 10,500円 |
| 工 業 包 装 | 10,500円 |
| 写 真 | 10,500円 |
| 商 品 装 飾 展 示 | 10,500円 |

監 査 委 員 公 告

鳥取県監査委員公告第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人高橋務から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成12年 3月31日

| | | | | |
|---------|---|---|---|---|
| 鳥取県監査委員 | 秋 | 田 | 直 | 武 |
| 同 | 船 | 越 | 英 | 男 |
| 同 | 奥 | 田 | 保 | 明 |
| 同 | 松 | 田 | 一 | 三 |

平成11年度包括外部監査報告書

第1. 監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

(1) 外部監査対象

- ① 鳥取県立中央病院の一般的運営に関する事業の管理について、そして特に地方自治法第2条第13項及び第14項の規定の趣旨にのっとりなされているかどうかについて
- ② 本庁及び出先機関の一部の物品の購入及び管理に関する手続が、法規に行われているか、特に予算制度の趣旨にそって執行されているかどうかについて
- ③ 鳥取県議会事務局の扱う議員の海外視察に関する出張旅費の処理が適正に執行されているかどうかについて
- ④ 鳥取県の保有する公有財産の内、未利用財産及び貸付財産が有効に管理運営されているかどうかについて

(2) 外部監査対象期間

平成10年度（自平成10年4月1日 至平成11年3月31日）

3. 事件を選定した理由

- ① 鳥取県立中央病院は、慢性的な赤字となっているが、その原因については十分に分析されておらず、赤字の意味を明らかにし、地方自治法第2条第13項及び第14項の規定の趣旨から見て問題点を抽出することが有用であると判断したためである。
- ② 物品の購入に関し、その予算執行が適正に行われているかについて、近年、各自治体において注目されている所であり、本県においてもその実施状況を検討することが必要であると判断したためである。また、購入された物品の受払が適正に行われていることを確かめることが必要であると判断したためである。
- ③ 特別職の職員が公務により外国旅行を行う場合の旅費の支給が、県の条例に従い適正に行われていることを確かめることが必要であると判断したためである。
- ④ 公有財産の内の未利用財産・貸付財産として分類・管理されている財産は、有用な利用価値があるかあるいは有効に利用されているかの判断を行うことにより、より効果的な利用方法の有無を検討すべきであると判断したためである。

4. 外部監査の方法

- ① 鳥取県立中央病院の会計資料・医事関係資料・人事関係資料等の吟味及び会議録の通査・関係者への質問を行って収益費用の分析を実施するとともに、抽出された問題点について、関係諸帳簿及び証ひょう書類との照合等の手続を行って請求漏れ等、具体的な地方自治法第2条第13項及び第14項に係る問題事項の有無を確認した。ただし、具体的な問題点の確認については、網羅的に行ったものではなく、外部監査の効率性の意味から重要と判断したものに限定し、その調査方法についても試査によった。
- ② 「平成10年度用品別購入金額一覧表」・「平成10年度課所別購入金額一覧表」を資料とし、購入金額の多い物品につき購入の妥当性を検証した。また、購入数量の多い課所については所属人員数により一人当たり用品請求額を算出し、他課所との比較を行い問題点を抽出し、必要に応じ現品の確認・実査を行った。

備品については、物品請求書・見積書・予定価格調査等と照合し、購入金額の適否を確かめ、物品出納簿・物品整理簿・職員別備品貸与簿等との照合を行い、現品の管理状況の適否について確かめた。

- ③ 議会事務局作成の「平成10年度海外視察等一覧表」をもとに、日程表・参加者名簿・支出負担行為兼支出仕訳書・旅費請求書・見積書等を照合し、内容の検証を行った。また、必要に応じ前年度分の同種資料の提示を受け、不明の点については担当者に質問を行い条例との整合性を確かめた。
- ④ 鳥取県公有財産表（平成11年3月31日現在）に記載されている、普通財産の内の貸付財産及び未利用財産について、所属課に依頼して作成された、細目を記載した資料の提示を受け、内容について各担当者からの説明を受け、それらの財産の有用性を確かめた。

5. 外部監査の実施期間

平成11年7月21日から平成12年3月17日まで

第2. 監査の結果

1. 鳥取県立中央病院

- ・重要又は重大な合规性違反とする事項はなかった。
- ・医療消耗備品費及び厨房用品の予算執行に関し、その大部分が年度末に集中して行われている。
- ・医療消耗備品及び厨房用品は、通常平均的に消耗しその都度補填されるべきものと考えられ、年度末あるいは年度末の直前に購入すべき事態が発生し、予算を過不足なく執行することは常識的に見て不自然であると考えられる。
- ・委託契約についても、契約内容あるいは契約金額について、より経済性を考慮した決定をすることが望まれる。
- ・予算制度を基本として運営されている経営体質から、独立採算を目指す合理的な経営体質に変換するように努力されたい。

2. 物品の取得及び管理

- ・重要又は重大な合规性違反とすべき事件はなかった。
- ・予算制度の基本に反する事項があった。
- ・他課所の予算により購入すべき物品を、一課所の予算で購入し配布していた事実があった。
倉吉地方農林振興局の予算により購入した物品を他の出先機関に配布したもの
道路課の予算で購入した物品を秘書課及び商政課に配布したもの
- ・一般用品の購入につき、交付請求課所と受領課所の異なるものがあった。
農村整備課・道路課・観光課の交付請求であるに関わらず、秘書課・廃棄物対策課・公文書館・経営流通課が受領していたもの
- ・金額基準からは備品とすべきものが消耗品として処理されているが、地方自治体の貸借対照表作成の動向から、留意すべき事項であると考えられる。
- ・監査の局面において、適切な回答をされるよう留意されたい。

3. 鳥取県議会事務局

- ・重要又は重大な合规性違反とすべき事件はなかった。
- ・結果として、経済的には有利ではあるが旅費規程どおりではない支給事例があった。
- ・監査の局面において、適切な回答をされるよう留意されたい。

4. 未利用財産・貸付財産

- ・重要又は重大な合规性違反とすべき事件はなかった。
- ・内容を精査し、有効に利用すべきことを検討されたい。

第3. 利害関係

監査の対象とした事件につき、私は地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

公 告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第64条第2項の規定に基づき、平成12年度前期技能検定を次のとおり実施する。

平成12年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 検定を実施する職種及びその等級

ア 1級及び2級

園芸装飾、造園、金属プレス加工、防水施工、サッシ施工、塗装、布はく縫製、プラスチック成形、とび、機械加工、鉄工、めつき、建設機械整備、内装仕上げ施工、電子機器組立て、婦人子供服製造、寝具製作、建具製作、左官、畳製作、広告美術仕上げ、写真、放電加工、仕上げ、電気機器組立て、鉄道車両製造・整備、石材施工、タイル張り、熱絶縁施工、ウエルポイント施工、表装、建築板金及びフラワー装飾

イ 3級

園芸装飾、造園、和裁、とび、機械加工、内装仕上げ施工、電子機器組立て及び広告美術仕上げ

ウ 単一等級

産業洗浄、路面標示施工及び塗料調色

2 検定の方法

技能検定は、実技試験及び学科試験によって行う。

3 試験の実施期日等

(1) 実技試験

ア 実施期日

平成12年6月9日（金）から同年9月10日（日）までの間において、別途鳥取県職業能力開発協会が通知する日

イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

ウ 実技試験問題の公表

実技試験問題は、平成12年6月1日（木）に鳥取県職業能力開発協会の掲示板に掲示する。

(2) 学科試験

ア 実施期日

| 検 定 職 種 | 実 施 期 日 |
|--|---------------|
| 園芸装飾、造園、金属プレス加工、防水施工、サッシ施工、塗装、布はく縫製、プラスチック成形、とび、産業洗浄及び和裁 | 平成12年8月27日（日） |
| 機械加工、鉄工、めつき、建設機械整備、内装仕上げ施工、電子機器組立て、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、左官、畳製作及び広告美術仕上げ | 平成12年9月3日（日） |
| 写真 | 平成12年9月6日（水） |

| | |
|---|---------------|
| 放電加工、仕上げ、電気機器組立て、鉄道車両製造 ・整備、石材施工、タイル張り、熱絶縁施工、ウエル ポイント施工、表装、建築板金、路面標示施工、 塗料調色及びフラワー装飾 | 平成12年9月10日(日) |
|---|---------------|

イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先

鳥取市富安二丁目159 久本ビル5階
鳥取県職業能力開発協会

(3) 受付期間

平成12年4月7日(金)から同月18日(火)まで(日曜日及び土曜日を除く。)
なお、郵送による場合は、平成12年4月18日(火)までの消印のあるものに限り受け付ける。

(4) 受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙及び受検案内書は、鳥取県職業能力開発協会にて交付する。

なお、申請書の用紙を郵送で求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒(あて先を記入し、80円切手をはったもの)を同封して行うこと。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

ウ 実技試験及び学科試験の両方の免除を受けることができる者は、1に掲げる検定職種以外の職種についても、受検申請ができる。

5 受検手数料等

(1) 受検手数料

ア 実技試験

| 検定職種 | | 手数料 |
|----------|--------------------|---------|
| 園芸装飾 | 1級、2級及び3級(在校生を除く。) | 15,700円 |
| | 3 級(在校生に限る。) | 10,500円 |
| 造園 | 1級、2級及び3級(在校生を除く。) | 15,700円 |
| | 3 級(在校生に限る。) | 10,500円 |
| 金属プレス加工 | | 15,700円 |
| 防水施工 | | 15,700円 |
| サッシ施工 | | 15,700円 |
| 塗装 | | 15,700円 |
| 布はく縫製 | | 15,700円 |
| プラスチック成形 | | 15,700円 |
| とび | 1級、2級及び3級(在校生を除く。) | 15,700円 |
| | 3 級(在校生に限る。) | 10,500円 |
| 機械加工 | 1級、2級及び3級(在校生を除く。) | 15,700円 |
| | 3 級(在校生に限る。) | 10,500円 |
| 鉄工 | | 15,700円 |

| | | |
|-----------|--------------------|---------|
| めつき | | 15,700円 |
| 建設機械整備 | | 15,700円 |
| 内装仕上げ施工 | 1級、2級及び3級（在校生を除く。） | 15,700円 |
| | 3 級（在校生に限る。） | 10,500円 |
| 電子機器組立て | 1級、2級及び3級（在校生を除く。） | 15,700円 |
| | 3 級（在校生に限る。） | 10,500円 |
| 婦人子供服製造 | | 13,000円 |
| 家具製作 | | 15,700円 |
| 建具製作 | | 15,700円 |
| 左官 | | 15,700円 |
| 畳製作 | | 15,700円 |
| 広告美術仕上げ | 1級、2級及び3級（在校生を除く。） | 15,700円 |
| | 3 級（在校生に限る。） | 10,500円 |
| 写真 | | 15,700円 |
| 放電加工 | | 15,700円 |
| 仕上げ | | 15,700円 |
| 電気機器組立て | | 15,700円 |
| 鉄道車両製造・整備 | | 15,700円 |
| 石材施工 | | 15,700円 |
| タイル張り | | 15,700円 |
| 熱絶縁施工 | | 15,700円 |
| ウエルポイント施工 | | 15,700円 |
| 表装 | | 15,700円 |
| 建築板金 | | 15,700円 |
| フラワー装飾 | | 15,700円 |
| 和裁 | 3 級（在校生を除く。） | 11,500円 |
| | 3 級（在校生に限る。） | 7,700円 |
| 産業洗浄 | | 15,700円 |
| 路面標示施工 | | 15,700円 |
| 塗料調色 | | 15,700円 |
| イ 学科試験 | | 3,100円 |

(2) 納付方法

(1)に記載する金額の現金を申請書に添えて、鳥取県職業能力開発協会に納付すること。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、免除を受ける試験の受検手数料は納付を要しない。

(3) その他

受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、受検手数料は返還しない。

6 合格者の発表等

(1) 合格通知

実技試験又は学科試験に合格した者に対しては、鳥取県職業能力開発協会が平成12年10月6日（金）に書面で通知する。

また、技能検定の合格者の氏名は、平成12年10月6日（金）の鳥取県公報で公示する。

(2) 合格証書の交付

技能検定の合格者には、労働大臣名又は鳥取県知事名の合格証書を交付する。

7 その他

技能検定について不明な点は、鳥取県商工労働部労政能力開発課（電話 0857-26-7231）又は鳥取県職業能力開発協会（電話 0857-22-3494）に問い合わせること。

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第64条第2項の規定に基づき、平成12年度随時実施の技能検定を次のとおり実施する。

平成12年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 検定を実施する職種及びその等級

ア 3級

さく井、鑄造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めつき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装及び工業包装

ただし、受検しようとする職種に係る基礎1級又は基礎2級に合格した者に限る。

イ 基礎1級及び基礎2級

さく井、鑄造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めつき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装及び工業包装

2 検定の方法

技能検定は、実技試験及び学科試験によって行う。

3 試験の実施期日等

(1) 実技試験

ア 実施期日

平成12年4月1日（土）から平成13年3月31日（土）までの間において、別途鳥取県職業能力開発協会が通知する日

イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

ウ 実技試験問題の公表

実技試験問題は、あらかじめ受検申請者あて送付する。

(2) 学科試験

ア 実施期日

平成12年4月1日（土）から平成13年3月31日（土）までの間において、別途鳥取県職業能力開発協会が通知する日

イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先

鳥取市富安二丁目159 久本ビル5階

鳥取県職業能力開発協会

(3) 受付期間

随時受け付ける。ただし、平成12年12月29日（金）から同月31日（日）までの日、平成13年1月3日（水）、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

(4) 受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙及び受検案内書は、鳥取県職業能力開発協会で作成する。

なお、申請書の用紙を郵送で求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒（あて先を記入し、80円切手をはったもの）を同封して行うこと。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

5 受検手数料等

(1) 受検手数料

ア 実技試験

| 検定職種 | 手数料 |
|--------------|---------|
| さく井 | 15,700円 |
| 鋳造 | 15,700円 |
| 鍛造 | 15,700円 |
| 機械加工 | 15,700円 |
| 金属プレス加工 | 15,700円 |
| 鉄工 | 15,700円 |
| 建築板金 | 15,700円 |
| 工場板金 | 15,700円 |
| めつき | 15,700円 |
| アルミニウム陽極酸化処理 | 15,700円 |
| 仕上げ | 15,700円 |
| 機械検査 | 10,700円 |
| ダイカスト | 15,700円 |
| 機械保全 | 15,700円 |
| 電子機器組立て | 15,700円 |
| 電気機器組立て | 15,700円 |
| 冷凍空気調和機器施工 | 15,700円 |
| 染色 | 15,700円 |
| ニット製品製造 | 15,700円 |
| 婦人子供服製造 | 13,000円 |
| 紳士服製造 | 15,700円 |
| 帆布製品製造 | 15,700円 |
| 布はく縫製 | 15,700円 |

| | |
|-----------------|---------|
| 家具製作 | 15,700円 |
| 建具製作 | 15,700円 |
| 印刷 | 15,700円 |
| 製本 | 15,700円 |
| プラスチック成形 | 15,700円 |
| 強化プラスチック成形 | 15,700円 |
| 石材施工 | 15,700円 |
| ハム・ソーセージ・ベーコン製造 | 15,700円 |
| 水産練り製品製造 | 15,700円 |
| 建築大工 | 15,700円 |
| かわらぶき | 15,700円 |
| とび | 15,700円 |
| 左官 | 15,700円 |
| タイル張り | 15,700円 |
| 配管 | 15,700円 |
| 型枠施工 | 15,700円 |
| 鉄筋施工 | 15,700円 |
| コンクリート圧送施工 | 15,700円 |
| 防水施工 | 15,700円 |
| 内装仕上げ施工 | 15,700円 |
| 熱絶縁施工 | 15,700円 |
| サッシ施工 | 15,700円 |
| ウェルポイント施工 | 15,700円 |
| 表装 | 15,700円 |
| 塗装 | 15,700円 |
| 工業包装 | 15,700円 |

イ 学科試験

3,100円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額の現金を申請書に添えて、鳥取県職業能力開発協会に納付すること。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、免除を受ける試験の受検手数料は納付を要しない。

(3) その他

受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、受検手数料は返還しない。

6 合格者の発表等

(1) 合格通知

実技試験又は学科試験に合格した者に対しては、鳥取県職業能力開発協会が書面で通知する。

(2) 合格証書の交付

技能検定の合格者には、鳥取県知事名の合格証書を交付する。

7 その他

この技能検定は、外国人の技能実習制度に係る研修成果の評価及び習得技能等の認定に活用するものである。

この技能検定において不明な点は、鳥取県商工労働部労政能力開発課（電話 0857-26-7231）又は鳥取県職業能力開発協会（電話 0857-22-3494）に問い合わせること。